

不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成一六年六月一八日法律第一二四号)

一、提案理由(平成一六年五月一日・衆議院法務委員会)

野沢国務大臣

……………(略)……………

続いて、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、不動産登記法の施行に伴い、公示催告手続ニ関スル法律外百二十八の関係法律について、規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであります。

以上が、これら法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(平成一六年五月二 日)

(不動産登記法(平一六法一二三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(平成一六年六月一日)

(不動産登記法(平一六法一二三)の委員長報告と一括して掲載)